

○民間企業への直接的な働きかけ

① 労使団体への説明・要請

- ・主要な労使団体に対し、傘下団体・企業への周知啓発の協力を依頼（厚生労働大臣、経済産業大臣連名※）。【厚、経】

4月20日	(社)日本経済団体連合会
4月22日	日本労働組合総連合会
4月27日	日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

※日本労働組合総連合会については、厚生労働大臣名で要請。



- ・厚生労働省から、都道府県労働局に対して、管内の労使団体等（例：東京商工会議所、連合東京）に対し、傘下企業等への周知啓発の協力要請を行うよう指示。（192団体に協力を要請：4月末現在）【厚】

3月27日	厚生労働省から、都道府県労働局に対して、管内の労使団体を始めとする各種団体に対し、傘下企業等に対する取組の要請を行うよう指示
4月22日	5月は、重点的に取り組むよう都道府県労働局に改めて指示

【参考】「朝型の働き方」の推進などを含めた働き方改革に関する共同宣言（5月13日：東京の成長に向けた公労使会議）（抄）

- ・やむを得ない残業は始業前に効率的に処理し、特に、明るい時間の長い夏季は、店舗の営業時間や従業員の通勤時間、保育所の開所時刻を考慮して、可能な職場では「朝型の働き方」を行うこと

（東京の成長に向けた公労使会議の構成員）

東京都、東京労働局、東京商工会議所、東京都商工会連合会、
東京都中小企業団体中央会、東京経営者協会、連合東京



「ゆう活」普及に向けた各府省の取組状況②

② 各府省所管業界団体等への説明・要請

- ・4月～5月にかけて、通知の発出等、所管の業界団体等に対し周知を行い、取組への理解・協力を依頼【金、総、財、厚、農、経、国、環】
- ・5月以降、業界団体等の集まる会議(意見交換会、全国会議、フォーラム等)で順次、説明、周知【金、消、農、経】

③ リーディング・カンパニーに対する直接の働きかけ

- ・業界や地域のリーディング・カンパニーを訪問し、働きかけ(46社:4月末現在)【厚】



3月27日	厚生労働省から、都道府県労働局に対して、管内の企業に働きかけるよう都道府県労働局に指示
4月24日	「ゆう活」とロゴを用いた企業への働きかけを都道府県労働局に指示

○国民への広報、発信

① 政府広報等

- ・政府広報等で、積極的に広報を展開。特に、6月下旬に集中的に展開する予定。
- ・6月5日に、政府広報オンライン上に、「ゆう活」を特集したウェブサイトを開設【内閣官房、内】

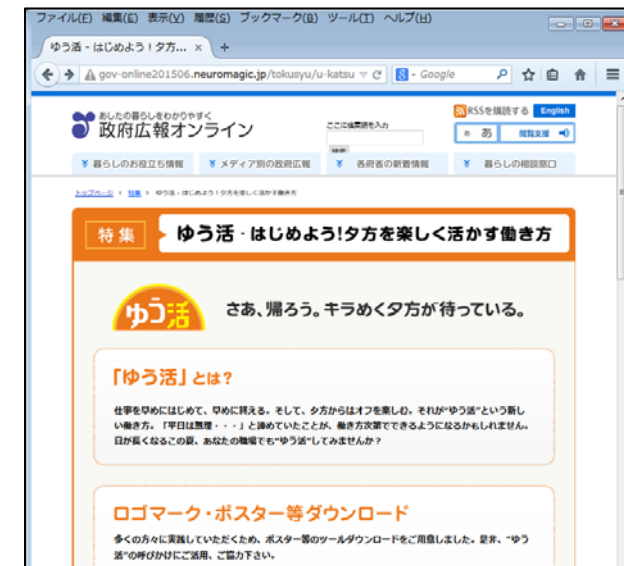
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/u-katsu/index.html>

② 各府省のウェブサイト等で周知 (ベストプラクティスの選定・発信等)

- ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」に企業の好事例を掲載【厚】
- ・5月には、「ゆう活」専用のウェブサイトを作成し、取組企業を募集・掲載【厚】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/summer/index.html

- ・5月中旬以降、順次、活用可能な広報ツール(広報誌、Twitter、メルマガ等)を通じて広報【内、消、総、厚、環】



「ゆう活」普及に向けた各府省の取組状況③



○地方公共団体等への働きかけ

・地方公共団体に周知(通知の発出、会議での説明等)【総】

3月27日	地方公共団体に対して、国家公務員の取組を参考としつつ、各団体の実情に即した柔軟な取組を検討するよう要請。(通知を発出)
4月24日	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、国家公務員の取組内容を紹介し、積極的な取組を要請
5月28日	地方公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進担当課長会議を開催し、都道府県、指定都市に対し、ゆう活の意義や国家公務員の検討状況、地方公共団体の先進事例を紹介し、地方公務員の夏の朝型勤務の導入について要請。

・4月以降、順次、所管の独立行政法人、公益法人等に対して周知(要請書の発出、幹部への説明、メールでの連絡等)【内、復、消、金、総、法、外、財、文、厚、農、経、国、環、防】

・4月20日、教育委員会や大学等の教育関係団体に対して周知(通知の発出)【文】

・5月15日、都道府県警察に対して周知【警】

○その他の取組

・4月21日に、地方公共団体を通じて、保育所に対し、必要に応じ、開所時間の前倒しや延長保育を行うよう要請【厚】

・4月以降に、「朝型通勤」へのシフトによる輸送量の変化に対し、迅速に対応できるよう、鉄道事業者及びバス事業者との連携体制を確認。【国】